平成２３年（フ）第２４６号
熊本市渡鹿４丁目６番20号
債務者　半田　千弘
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７５号
熊本市御領１丁目１番20号　高山アパート102号
債務者　山口　美紀
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７３３号
札幌市北区篠路８条２丁目５番２号
債務者　小野　栄子（旧姓長路）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０８号
札幌市豊平区月寒西３条５丁目１番12―303号
債務者　志賀浦健二
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００５号
札幌市西区西野８条９丁目５番11号
債務者　水上　貴仁
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４２号
札幌市豊平区中の島２条９丁目３番１号　東洋ハイツＡ号
債務者　吉川　誠之
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４３号
札幌市豊平区中の島２条９丁目３番１号　東洋ハイツＡ号
債務者　吉川かおる
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７３号
札幌市南区定山渓574番地13
債務者　似内　順子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３８号
札幌市白石区本通16丁目北２番10―101号
債務者　岸本　哲博
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３９号
札幌市白石区本通16丁目北２番10―101号
債務者　岸本みどり
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４２号
札幌市豊平区水車町７丁目３番20号　ロイヤルコート水車町Ａ―101号
債務者　柴田　信子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７２号
札幌市東区北18条東８丁目１番14号　パークシティ18Ａ105号
債務者　小向　良子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４２号
北海道石狩市花川北３条３丁目14番地　いしかり緑苑コーポ707号
債務者　示沢　秀樹
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
山形県酒田市こあら１丁目３番地の５
債務者　岡部真由美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３６号
山形県酒田市宮海字古川263番地の１
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第８０号
群馬県高崎市上佐野町497番地11　サンクタス高崎ドリームコート709号
債務者　印野　隆二
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０９号
群馬県安中市松井田町松井田388番地
債務者　高橋　正一
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部